

# 予算決算委員会厚生分科会記録

[第1日目]

- 1 日時 令和5年3月13日（月曜日）
- |     |          |
|-----|----------|
| 開 会 | 午前 9時55分 |
| 休 憩 | 午前10時54分 |
| 再 開 | 午前11時01分 |
| 散 会 | 午前11時50分 |
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 8人
- |        |         |
|--------|---------|
| 分科会長   | 久 保 大 憲 |
| 分科会副会長 | 東 篤     |
| 委 員    | 柏 佳 枝   |
| //     | 織 田 伸 一 |
| //     | 吉 田 修   |
| //     | 押 田 大 祐 |
| //     | 高 道 秋 彦 |
| //     | 成 田 光 雄 |
- 4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【病院事業局】

病院事業管理者	石田 陽一
富山市民病院長	藤村 隆
富山まちなか病院長	瀬川 正孝
管理部長	山本 貴俊
管理部次長	山元 幸彦
経営管理課長	中田 祐一
経営管理課主幹（調整担当）	喜多埜 英司

### 【福祉保健部】

部長	田中 伸浩
部次長	鎌田 泰史
部次長（医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉・データヘルス改革推進担当）	加藤 浩子
保健所長	瀧波 賢治
参事（指導監査課長）	片山 正和
参事（保健所次長（技術担当））	宮崎 英明
参事（まちなか総合ケアセンター所長）	山田 弘美
福祉政策課長	光岡 伸一
生活支援課長	東 覚
障害福祉課長	西田 清和
長寿福祉課長	土地 満
介護保険課長	中島 志津子
保険年金課長	由水 正恵
保健所次長	野村 学
保健所保健予防課長	丸本 昌
福祉政策課主幹（調整担当）	砂原 正宏
保健所地域健康課主幹（課長代理）	谷畑 龍平

### 【こども家庭部】

部長	古川 安代
部次長	竹井 博文
部次長（保育・児童健全育成担当）	岡本 由紀恵
参事（児童相談担当）	酒井 敦子
参事（こども保育課長）	熊本 真紀
こども支援課長	沢井 誠
こども福祉課長	経明 勝子
こども健康課長	高畑 亘
こども支援課主幹（調整担当）	原城 禄充

### 【市民生活部】

部長	大沢 一貴
理事（地域振興担当）	舟崎 文彦
部次長	越野 伸二
部次長（消費生活・男女共同参画・スポーツ担当）	浦田 純一
参事（市民生活相談課長）	森川 知俊
スポーツ健康課長	秋 俊浩
市民生活相談課主幹（調整担当）	伊藤 宗司

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課主査	中村 千里
議事調査課主査	土方 智樹

## 7 会議の概要

分科会長      ただいまから、令和5年3月定例会の予算決算委員会厚生分科会を開会いたします。

                 審査に先立ち、分科会記録の署名委員に柏委員、織田委員を指名いたします。

                 なお、ただいま指名いたしました署名委員が欠席の場合は、当日出席の年長委員にお願いいたします。

                 各案件の審査については各部局単位とし、お手元に配付してあります審査順序のとおり行う予定であります。

                 本日は、病院事業局、福祉保健部、こども家庭部、市民生活部の補正予算等分の議案の審査を行いますが、質疑については議案に直接関係あるものだけをお願いいたします。

                 なお、委員及び当局の皆さんに申し上げますが、質疑・答弁及び説明については、簡潔・明瞭に行っていただきますようお願いいたします。

                 これより、病院事業局所管分の議案の審査を行います。

                 議案第65号 令和4年度富山市病院事業会計補正予算（第3号）

                 を議題といたします。

                 これより、当局の説明を求めます。

病院事業管理者　〔挨拶〕

経営管理課長　〔議案説明資料により説明〕

分科会長　これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長　ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第65号の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長　意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会病院事業局所管分を終了いたします。  
病院事業局の皆さんは御退室願います。

〔病院事業局退室／福祉保健部入室〕

分科会長　これより、福祉保健部所管分の議案の審査を行います。

議案第54号 令和4年度富山市一般会計補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、第3条繰越明許費の補正、第3款民生費中、福祉保健部所管分、第4款衛生費中、福祉保健部所管分、第4条債務負担行為の補正中、福祉保健部所管分、

議案第56号 令和4年度富山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第57号 令和4年度富山市まちなか診療所事業特別会計補正予算（第1号）、

議案第58号 令和4年度富山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、

以上4件を、一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

福祉保健部長 〔挨拶〕

福祉政策課長 〔議案第54号中

社会福祉一般管理費について、

新型コロナウイルス感染症対策基金費について、

病院事業会計補助金について、

病院事業会計出資金について、

民生事務費について、

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業費について、  
電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業費について、  
議案書、議案概要書及び議案説明資料により説明]

生活支援課長 [議案第54号中  
福祉奨学基金費について、  
学習支援事業費について、  
生活困窮者自立支援事業費について、  
生活保護事業費について、  
議案概要書により説明]

障害福祉課長 [議案第54号中  
心身障害者福祉推進事業費について、  
心身障害者福祉施設等整備事業費について、  
居宅介護等事業費について、  
生活介護事業費について、  
地域活動支援センター事業費について、  
障害児通所給付事業費について、  
障害者福祉事務費（繰越明許費の補正）について、  
心身障害者福祉事業費（繰越明許費の補正）について、  
議案書、議案概要書及び議案説明資料により

説明]

長寿福祉課長 〔議案第54号中  
老人保護措置費について、  
老人福祉施設運営費（債務負担行為の補正）  
について、  
高齢者生きがい対策費について、  
議案概要書により説明〕

介護保険課長 〔議案第54号中  
地域密着型サービス等の拠点整備事業費（繰  
越明許費の補正）について、  
議案書により説明〕

保険年金課長 〔議案第56号について、  
議案第58号について、  
議案書及び議案概要書により説明〕

保健所地域 〔議案第54号中  
健康課長代理 感染症事業費（繰越明許費の補正）について、  
議案書により説明〕

保健所保健予防課長 〔議案第54号中  
予防接種費について、  
議案説明資料により説明〕



まちなか総合 ケアセンター所長 〔議案第57号について、  
議案書及び議案概要書により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
まずは議案説明資料に沿って行いたいと思います。  
議案説明資料の3ページについて、質疑のある方はいらっしゃいますか。

押田委員 (3)アの①支給予定件数(当初見込)は2万6,000件、そして②案内件数が2万2,614件と、3,400件ぐらい減っておりますが、どのような積算で当初見込みを2万6,000件と計算されたのでしょうか。

福祉政策課長 こちらの福祉光熱費支援事業助成金、あるいは議案説明資料4ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金、議案説明資料5ページの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は全て同じような考え方でありま  
す。  
一括して御説明させていただきますと、この3つの給付金、助成金につきましては、そもそも予算の9割ほどが扶助費となります。ですので、予算額は対象世帯の件数によって大きく影響されているところです。

実際に案内する際には、補正予算の議決をいただいで、システムを改修した後に一これは当然予算をかけて行うのですけれども一さらに基準日において世帯の状況などのデータを取り込んで初めて、その対象と考えられる世帯が出てまいります。

こうしたことから、事前に予算をかけずに抽出するにはどうしても限界がありまして、予算上の支給予定件数につきましては、例えば、令和3年度にも臨時特別給付金の支給を一度行っておりますので、そのときのデータなどを活用しながら、仮の件数として算出しているといったことがまず大前提としてあります。いずれにしても、予算が不足することのないように最大限に見積もったものがこの予算額と対象世帯だと言えます。

押田委員

今の説明で分かりました。

②案内件数が、先ほど言われた補正予算を議決して初めて分かったという数字だと思うのですけれども、それに比べても、やっぱり③支給件数（実績見込）では若干の減りがあります。これは、どのような理由で減っているのか教えてください。

福祉政策課長

これもまた議案説明資料の3ページから5ペ

ージまで同じ話なのですけれども、一番下の④が予算上の当初見込みと支給件数の実績見込みとの差ということになります。

その理由としては、先ほどの話の繰り返しになるかもしれませんが、どれも予算が不足することがないように、最大限に見積もった世帯数という考えで補正予算を積算しております、どうしても支給件数との差は出てまいると考えております。

例えば先ほども話したとおり、前年度に支給した臨時特別給付金につきましても、最終的な実績としては対象者の91%ほどの支給件数となっております。

そのようなことに鑑み、案内件数の95%ほどの支給を見込んでいるところでありまして、差は大きいように見えるのですが、感覚としては9割前後が妥当なところなのかなという思いでおります。

押田委員

9割前後ということは、支給対象でありながら、御自分の都合や体調などいろいろなことを含めて、何らかの理由で支給申請をされなかったという判断でよろしいですか。

福祉政策課長

これはあくまで推測でしかないのでありますが、例えば、大学生の子どもさんが富山市内におい

でになって、単身世帯なのですけれども、親の扶養を受けておられると。この場合、基本的な考え方としては対象外なのですけれども、システムではどうしても対象として拾ってしまい、御案内してしまうのです。その件数はかさ増しされるのですが、対象外だったと後から気づいて、取下げされるケースも確かにあります。

また、委員がおっしゃったとおり、そもそも要らないと言われる方も、数十件ですけれどもいらっしゃいます。

ですので、推測でしかないので何とも言えませんが、そのような方もいらっしゃるところです。

押田委員 議案説明資料3ページから5ページまで全てですけれども、周知方法に関してはどのような形で一しっかりとした周知をされたのかどうか、確認させてください。

福祉政策課長 この3つの給付金、助成金は、基本的に国のほうでプッシュ型として始められております。プッシュ型というのは、対象者と考えられる方に事前に御案内していると。まず原則として、これがそもそも周知であると思っています。

その上で、いわゆる広報につきましては、例えば電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は案内から締切りまで概ね3か月あったのですけれども、「広報とやま」で2回、市の広報番組はテレビ5社、ラジオ3社で放送されていますが、こちらは2週間程度スポットで御案内させていただいておりますし、当然、市のホームページでも御案内しております。

また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については期間が若干長めで4か月ほどあったのですけれども、「広報とやま」で3回御案内しておりますし、先ほど申したテレビ、ラジオの市の広報番組で2週間御案内しております。

このようなことから、一定程度、周知には努めていると考えております。

東委員

今ほど、申請されるように様々な手を尽くして努力されているという話でしたが、やはり身体的な都合や入院されているなどということ、申請したくてもどうしてもできないという、ある意味では漏れも出てくると思うのです。例えば、民生児童委員の方を通してそのような方々の補助をしているなど、本来受け取る意思があるのに受け取れないでいる人

に対してどのような対策をしているのか、漏れが出ないような具体的な対策があれば答弁をお願いします。

福祉政策課長 この事前の御案内は、あくまで住民票上の住所にお送りするものですから、入院しておられるかどうかはこちらでは承知し得ないのです。

そのような問合せがあれば、どう手続きしていただくのか一民生委員に限らず、例えば病院の事務職の方を通じて手続きしていただくなど、臨機応変に対応していかなければいけないと。そのような事例があったのかどうかまではちょっと承知していませんけれども、具体的に何かしているのかというと、連絡があれば対応しますが、特に知り得ないものですから、そのような状況であります。

東委員 受け取る意思があるのに手続きできない方がいるとよくないので、ひとまず手を尽くして、周知を図られて、必要な方、受け取りたい方、受け取れない方など一大変でしょうけれども、またシステムを構築していただきたいと思えます。

分科会長 関連して、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 続いて、議案説明資料４ページについて質疑はありませんか。

吉田委員 先ほどの議案説明資料３ページと同じことだと思いますけれども、当初見込み１万件に対して実際の支給が５，０００件を割るとするのはあまりにも差が大きいのですが、どうしてでしょうか。

福祉政策課長 今、委員お話しのとおり、これはとりわけ差が大きいところなのです。

具体的な個別の理由として、そもそもこの給付金は令和４年６月定例会での補正だったと思いますけれども、その時点で令和４年度の税情報がまだ確定していなかったことがまず１つ挙げられます。

そのほか、この給付金は令和３年度に実施した住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と一連の制度になっておりまして、令和３年度に非課税だった世帯は今回対象にならないのです。事前にその情報を抽出して突合することがどうしてもできなかったことが、大きな理由であります。

あとは、転入者については税情報を富山市で

持ち得ないものですから、どうしても事後の作業になります。システムを使って他市町村の税情報を確認して対象外だと判断する作業を目で見て行うのですが、これが結局、数百件、場合によっては1,000件程度になることがあります。

このような3つの大きな要因により、実績がとりわけ大きく下がっていると考えております。

吉田委員

令和4年6月1日現在、黒部市に住民票があって、8月に射水市に引っ越した人が、射水市ではもらえないということもあって、黒部市に申請に行かなければならないという話を私も聞きました。

今言われたことは私も実感していますが、実際に給付金をもらえていない人が全国的にいる可能性があります。そこはちょっと残念です。

分科会長

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長

続いて、議案説明資料5ページについて質疑はありませんか。



〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料6ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料7ページについて質疑はありませんか。

押田委員 補正額と補助金の上限額から計算すると、110台分かと思うのですが、どれだけの台数があって110台分を予算化したのか、その根拠をお聞かせください。

障害福祉課長 国のほうから、対象事業所は指定児童発達支援事業者と指定放課後等デイサービス事業者であるという案内が来ておりまして、障害福祉課で、市内にあるこの2種類の事業所に調査を行っております。  
67事業所のうち、65事業所から回答がありまして、その結果、46事業所103台が該当になるという報告が上がっております。今回、新規の事業所もあるかということで、110台分を計上しているところです。

押田委員 事前にそのような調査をされたことがよく分かりました。

そういうことであれば、議案説明資料の書き方について、こども家庭部では、事業者数と台数などを明記していらっしゃるのです。できれば、福祉保健部でもそのように書いていただければというお願いになります。

分科会長 要望として取り扱います。  
関連して質疑はありませんか。

東委員 (3)イの対象経費に、ブザーなどの安全装置とありますが、「など」ということは、ブザー以外にどのようなものが取り付ける対象になっているのか。

あと、補助金額の1台当たりの上限が17万5,000円ということですが、そのようなものを取り付けるに当たり、例えばメーカーや車種などによっても違うと思うのですけれども、この金額で取付け可能なのか、自費も出さなければならないのか、その辺について答弁をお願いします。

障害福祉課長 対象となる安全装置につきましては、警報を鳴らすものや、センサーによって車内の乗員を検知する自動検知装置というものがありま

す。

東委員

もう1点です。

補助金額が車両1台当たり上限17万5,000円なのですが、それぐらいで収まるものなのか、手出しも必要なのかお聞かせください。

障害福祉課長

国から17万5,000円という補助基準額が示されておりまして、今、いろいろなメーカーがこの額に合わせた商品をどんどん国へ提案しておられるという状況です。基本的には手出しがなく取り付けられる予定でありまして、場合によっては、これよりも安い金額の商品も出ているという状況であります。

柏委員

こちらの事業の実施期間は、どのような見通しになっていますか。

障害福祉課長

先ほど繰越明許費について御説明しましたが、この補正額1,925万円については、全額を令和5年度に繰り越すこととしております。この取付けについては令和5年4月1日から義務化されるのですが、国では1年間の経過措置を設けておられまして、とにかく1年以内には取り付けなさいということでございます。

すので、富山市でも、令和5年度中に取り付けられた場合に助成をしていくという方針であります。

分科会長 続いて、議案説明資料8ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料9ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料10ページについて質疑はありませんか。

押田委員 大きく減額補正されておりますが、今までの流れからすれば、この補正前の額の2億3,500万円余りの根拠は、恐らく市内にお住まいの12歳から16歳の女性の総数ではないかと想定するのですけれども、それで間違いないですか。

保健所保健予防課長 このヒトパピローマウイルスワクチンにつきましては、平成25年度に定期接種の対象と

なりましたが、すぐに積極的勧奨が差し控えられております。

今年度に、平成25年度以来9年ぶりに積極的勧奨が再開された形になってございます。

そのことありまして、今年度の当初予算額につきましては、ほかの予防接種等を参考にしまして、接種回数を1万4,000回と積算しております。

内訳につきましては、先ほど言われましたように、今年度の対象者は5学年で約7,800人となっております。ヒトパピローマウイルスワクチンにつきましては、3回接種をしていただくこととなりますので、今年度はそれぞれの接種回数を対象者数の約6割と見込みまして、積算してございます。

押田委員

意外と複雑な積算をしておられることが分かりました。

そう言いながら、実際にはこれだけ大きなパーセンテージの不用額が発生しました。申込みがなかったということなのでしょうけれども、その理由をどう想定しておられるのかお聞かせください。

保健所保健予防課長

今ほども御説明させていただきましたが、ヒトパピローマウイルスワクチンについては、

今年度から9年ぶりに積極的勧奨が再開されたところでありますので、やっぱり投与への不安感がまだ残っていることや、3回の接種が必要ということで患者の負担感があること、あとは接種対象の期間として5年の間に打っていただくことになりますので、その辺のこともありまして、今年度の接種回数が当初見込みを下回ったのではないかと考えております。

押田委員

分かりました。

あと、これは12歳から16歳の女性が対象ということで、やっぱりデリケートで、ちょっとナーバスになるのではなかろうかと。

周知については恐らくホームページや広報になるのしょうけれども、実際に対象となる世代の親御さんは多分30代から40代で、広報や市のホームページをわざわざ見るという方が比較的少ないと思うのです。工夫された周知方法は何かあったのでしょうか。

保健所保健予防課長

まず、昨年、対象者全員に接種券を発送してございます。その中には、接種可能な医療機関の一覧等も同封させていただいております。ただ、今ほどありましたように、市の広報やホームページ一国のほうで詳細なリーフレッ

トも作成しておられますので、ホームページにはそちらを掲載させていただいております。また、今年度から対象となっております小学校6年生に対しまして、今月、学校を通じてペーパーで接種のお知らせを配布しております。

分科会長 関連して、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 それでは、議案説明資料以外で、議案書または議案概要書に関連して質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第54号中福祉保健部所管分、議案第56号から議案第58号まで、以上4件を一括して意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会福祉保健部所管分の議案  
の審査を終了いたします。

午前 10 時 54 分 休憩

~~~~~

午前 11 時 01 分 再開

分科会長 これより、厚生分科会こども家庭部所管分の  
議案の審査を行います。

議案第 54 号 令和 4 年度富山市一般会計補  
正予算（第 9 号）、第 1 条歳入歳出予算の補  
正、歳出第 3 款民生費中、こども家庭部所管  
分、第 4 款衛生費中、こども家庭部所管分、  
第 3 条繰越明許費の補正、第 3 款民生費中、  
こども家庭部所管分、第 4 款衛生費中、こど  
も家庭部所管分  
を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

こども家庭部長 〔挨拶〕

こども家庭部次長 〔こども家庭部所管分の概要について、  
議案説明資料により説明〕

こども支援課長 〔議案第 54 号中



放課後児童クラブの送迎用車両への安全装置  
設置事業について、  
放課後児童健全育成事業（交付金の返還）に  
ついて、  
児童健全育成事業費について、  
児童館運営事業費について、  
児童健全育成事業費（繰越明許費の補正）に  
ついて、  
議案書、議案概要書及び議案説明資料により  
説明〕

こども保育課長 〔議案第54号中  
私立保育施設の送迎用バスへの安全装置設置  
事業について、  
私立保育所等補助事業費について、  
私立保育所等管理運営費について、  
私立保育所等補助事業費（繰越明許費の補正）  
について、  
議案書、議案概要書及び議案説明資料により  
説明〕

こども福祉課長 〔議案第54号中  
福祉奨学基金費について、  
児童扶養手当等事務事業費について、  
母子等福祉事業費について、  
子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費に

ついて、  
議案概要書により説明]

こども健康課長 〔議案第54号中  
妊産婦・乳児健康診査費について、  
不妊治療費等助成事業費について、  
出産・子育て応援事業費（繰越明許費の補正）  
について、  
議案書及び議案概要書により説明]

分科会長 これより、質疑に入ります。  
まずは、議案説明資料の順に行っていきます。  
議案説明資料2ページについて質疑はありま  
せんか。

東委員 この事業の補助基準額は車両1台当たり8万  
8,000円を上限とすると。議案説明資料  
4ページのこども保育課所管の事業では補助  
基準額の上限が車両1台当たり17万5,0  
00円だということで、同じ安全装置を取り  
付ける事業でも上限が違いますが、なぜその  
ような違いが発生しているのか、説明を願  
いします。

こども支援課長 送迎用バスへの安全装置の設置につきまして  
は、保育施設に対しては義務化されておりま

す。当初は同じ金額だと国のほうから聞いていたのですけれども、放課後児童クラブに対しては義務化されていないため、正式な文書では、半額の補助基準額が示されたところでございます。

東委員

福祉保健部所管分の送迎用バス等の改修支援事業でも1台当たり17万5,000円が上限だということで、この金額で設置できるのかという質疑に対して、この金額で取り付けられる商品を各メーカーが開発・提案しているということだったのです。

放課後児童クラブのほうは設置が義務化されていないということですが、上限が8万8,000円であれば、手出しなども出てくると思うのです。そこに対して、こども支援課、またこども家庭部としての対策は何かお考えでしょうか。

こども支援課長

市独自の加算は考えていないのですが、この8万8,000円を助成することによりまして、義務化はされていなくとも、子どもたちの安全確認をより一層手助けするため、設置を促していきたいと考えております。

東委員

設置を促していきたいということで、呼びか

けてお願いしていくことは必要なことなのですけれども、やっぱり資金的にも不足するので、どうしようもありませんということも考えられるのです。今後そこに対する対策を考えていかないと、義務化でないとはいえ、なかなか安全装置の設置が進まないということになりかねないので、状況をしっかりと確認しながら、もし設置が進まなければまた対策を考えていただきたいと思います。これは要望です。

分科会長 関連して質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 続いて、議案説明資料3ページについて質疑はありませんか。

押田委員 放課後児童健全育成事業で交付金の返還が生じたということですが、よく分からない部分がたくさんありますので、順番に追ってお話を聞きたいと思います。

国からの通知に基づいてということですが、国からの通知というのは、土曜日や夕方以降の子どもが少ない時間帯に職員をたくさん配置しているのではないのかという内容

でよろしいですか。

こども支援課長 先ほどの説明と重複する部分もあるかもしれませんが、子ども・子育て支援交付金を受けて実施している放課後児童健全育成事業について、令和2年10月から令和3年6月にかけて実施された会計検査院の現地検査の結果、平成30年度、令和元年度の子ども・子育て支援交付金のうち、9都府県18市町村において、放課後児童クラブを利用する児童が少数である土曜日などについて、開所の要件を満たしていないため、交付金が過大に交付されているとの指摘がありました。このため、平成28年度から令和2年度までの5年分の交付金について調査を行い、再確定及び返還をするよう、内閣府から全国の市町村に対しまして通知があったところでございます。

押田委員 調査をされた上で、さらに再調査になったということですがけれども、富山市では、幾つぐらいの施設で返還がなされたのですか。

こども支援課長 5か年で、延べ58クラブが該当いたしました。

押田委員 返還の理由は先ほど言われたとおり一調査によって、市から返還してくださいと伝えて、クラブは分かりましたとなるのですか。

こども支援課長 返還の理由につきましては、大きく2つあります。

1つには、児童数が少数である土曜日などについて、開所の要件を満たしていないにもかかわらず、満たしていると誤解した事案、2つには、支援員は2人以上とするところ、児童数が少数となり、支援員が2人いない時間帯を開所時間として取り扱っていたという誤りが生じた事案であります。

押田委員 最後の説明で、2人いなければならないと勘違いをしたということは、1人でも開設できるということなのではないでしょうか。そこら辺をもう少し詳しく教えてください。

こども支援課長 開所の要件を満たさなかったものについてさらに詳しく御説明させていただくと、1つに、開所日に配置する支援員等の勤務時間を事前に作成して体制を整えていれば、実際には開設予定日に開所しなくても、開所の要件を満たしていると誤解した事案と、2つには、複数の支援単位で構成される放課後児童クラブ

において、複数の支援単位を合同で実施する場合は1支援単位ごとに指導員を2名以上配置しなくてはならないところ、合計で2人配置していれば、全ての支援単位において開所日や開設時間として取り扱うことができると誤解した事案、3つには、1つの支援単位ごとに支援員を1人配置すればいいと誤解した事案で、例えば3支援単位が合同で1か所で開所した場合は、3掛ける2で6人必要なところ、3掛ける1で3人いれば開所の要件を満たすと誤解したケースなどに分けられると思います。

押田委員 多分、市はこの内容でやり取りをしていたと思うのですが、このようなことに関して、市の監督は一体どのような体制で、どのようなことをしていたのか教えてください。

こども支援課長 市の対応といたしましては、国から放課後児童健全育成に係るQ&Aの案内があるたびに、事業実施法人へ周知しておりました。また、令和2年度においては、令和3年度分の交付申請の際に、放課後児童健全育成事業の運営に関する注意事項について、国のQ&Aの抜粋やポイント、具体的な事例を示して指導しております。

また、毎年、事業実施法人の運営委員会に担当職員もアドバイザーとして参加いたしまして注意喚起を行ってまいりますし、令和3年度からは児童福祉法の規定により事業実施法人への監査を行い、放課後児童健全育成事業の運営状況及び補助金に関する指導員の配置等の状況について確認を行うなど、指導してまいったところでございます。

押田委員

Q & Aや注意事項を示し、そしてアドバイザーも派遣するなどして細心の注意を払われた上で、先ほど言われたような開所の要件を満たさないなどという形が発生したことになりますが、市では、国の要件が満たされていないことは存じていらっしゃるのでしょうか。

こども支援課長

すみません、先ほどは説明不足でしたが、令和2年度において、やはり富山市でもクラブ数や支援単位を複数運営する法人等が多くなってきたものですから、実際には令和3年度からこの指導を強化してまいりました。今回の返還については、それ以前の令和2年度までの分ということで、令和3年度からは先ほど言ったとおり、各運営委員会に職員が出向いて、この件についても言っておりますし、現在は監査を行うことにより、勤務表などを



見ながら、その点を重点監査項目の1つとして、再発防止に努めているところでございます。

押田委員 返還は平成28年度から令和2年度までの分で、指導の強化は令和3年度から行っているということが分かりました。補正額は全体で2,771万2,000円ですけれども、1事業者当たりの返還額で最も大きい金額は幾らぐらいなのか。

こども支援課長 延べ58クラブのうち、クラブ単位で最も大きい返還額は135万5,000円でありました。

押田委員 135万5,000円という金額よりも、経営者にとってみては、このようなことで指導されるのかと、経営に対する影響が何か出てくるのではないかと思うのですけれども、そこら辺のケアはどうなっていますか。

こども支援課長 事業実施法人に対する補助金の再確定についてのやり取りの中において、補助金の返還もお願いしているところでございますが、事業実施法人からは返還に対する理解が得られております。本年度の運営委員会へ職員が参加

した際にも、今のところ相談等はいただいでいないため、経営に対する影響が全くないとは言えないと思いますけれども、各事業実施法人において対処できる範囲内ではないかと考えております。

押田委員

せっかくの放課後児童健全育成事業なのですが、けれども、このように国の通知や監査が入ってくると一正直に言いますと、地域の方々が運営していらっしゃるところで、絶対的にマンパワーが少なくなっているのが現状ですよね。そうになると、そこで働いてくださる方々も減っていて、地域での運営にもいろいろな影響が出てくると思うのです。そこら辺に関してはどうですか。どのようなお考えでしょうか。

こども支援課長

こちらの放課後児童クラブにつきましては、社会福祉法人やNPO法人が運営していらっしゃいますから、ある程度の運営体力を持った方が実施されているため、先ほども言いましたように影響が全くないとは言えないと思いますが、今後についても、引き続き健全な事業実施をしていただけるものと考えております。

東委員 補助金の返還に関しては施設側の理解が得られそうだというのですが、実際の返還に関して、例えば既に支払った賃金を返してもらって、それを返還に充てようとするなどという事象が発生しそうかどうか、その辺は何か聞いておられますか。

こども支援課長 各法人の返還の手段といえますか、今ほど東委員が言われたような人件費を戻して充てるなどという具体的な内容は聞いておりませんが、基本的には、一度支払った賃金を本人から返してもらって返還金に充てるということはないものと考えております。

東委員 いろいろ問題はあると思うのですが、一度支払った賃金の返還を求めるなどということがあると法に触れる場合もあると思いますので、そのようなことがないように、返還方法をめぐってもしっかりと注意をしていただきたいと思います。

分科会長 この件に関して、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 それでは、議案説明資料4ページについて質

疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長            それでは、議案説明資料以外の部分で、議案書、議案概要書に関連して質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長            ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。  
これより、議案第54号中こども家庭部所管分の意見の表明を行います。  
意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長            意見の表明なしと認めます。  
以上で、厚生分科会こども家庭部所管分を終了いたします。  
こども家庭部の皆さんは御退室願います。

〔こども家庭部退室／市民生活部入室〕

分科会長            これより、厚生分科会市民生活部所管分の議

案の審査を行います。

議案第54号 令和4年度富山市一般会計補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費中、市民生活部所管分、第3条繰越明許費の補正、第2款総務費中、市民生活部所管分、第4条債務負担行為の補正中、市民生活部所管分を議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

市民生活部長 〔挨拶〕

市民生活相談課長 〔議案第54号中  
地区センター費について、  
地域づくり市民交流事業について、  
議案説明資料により説明〕

スポーツ健康課長 〔議案第54号中  
指定管理施設管理運営委託料について、  
体育施設整備事業費について、  
令和4年度繰越明許費について、  
令和4年度債務負担行為の追加について、  
議案書及び議案説明資料により説明〕

分科会長 これより、質疑に入ります。  
質疑は、まずは議案説明資料から行います。

議案説明資料２ページについて質疑のある方はいらっしゃいますか。

押田委員 聞き損ねたのか、ちょっと分からなかったのですが、地区センター費において、エアコンの更新は１６台を予定していたけれども、１１台とも聞こえたのです。１１台しか更新できなかったということですか。

市民生活相談課長 委託料で１１台、庁用器具費で５台、合わせて１６台の更新とさせていただいております。

押田委員 ６，６００万円余りの当初予算から約１，１８８万円も減額になっています。安く仕入れたという形になりますが、交渉をしたのか、グレードが下がったのか、２０％近く減額になった理由は何かあるのでしょうか。

市民生活相談課長 予算の積算当時、既に半導体の不足が顕在化しておりましたことと、資材価格や職人さん、技術者等の人件費の高騰が発生しておりましたことから、営繕課に相談しつつ、確実に執行できるよう予算の積算を行いました。その上で、競争入札をかけた次第でございます。

分科会長 関連して質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長            それでは、議案説明資料3ページについて質疑はありませんか。

押田委員            これもちょっと聞き損ねてしまったのですけれども、本事業全体で幾つのイベントがあったのでしょうか。

市民生活相談課長    全て合わせますと、12のイベントがございました。

押田委員            12のうち、幾つ開催できたのでしょうか。

市民生活相談課長    縮小開催が2つ、全部開催が5つ、合わせて7つでございます。

押田委員            そうなると、5つの事業が休止になって、そのうち大きなものでは、猿倉山フェスティバルやおおやま佐々成政戦国時代祭りなどが開催できなかったということです。

今日からマスクの着用も個人の判断になるということで、このような地元のイベントを非常に楽しみにしている人もおられますが、3年間何もしなかったことで、どうしても地元住民のパワーが弱くなっていることもあると

思います。地元の方、いわゆる開催者と市が協力して、きれいな形で進めていただけたらうれしいなと思っております。これは要望です。

分科会長 関連して、ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 続いて、議案説明資料４ページについて質疑はありませんか。

押田委員 議案説明資料には１，６９２万５，０００円という金額だけ記載されていますけれども、大体何％ぐらい上がったのか、前年度比などは分かりますか。

スポーツ健康課長 光熱水費については、令和３年度から令和４年度の見込みで、合計約１．４倍ほど多めになっております。

押田委員 ということは、今回、ざっくり１．４倍ということであれば、補正額の約１，６００万円を１．４倍と考えていいということですよ。ちょっと違いますか。今、光熱水費全体と言われたのですが、全体が１．４倍なのか、そ



れともこの金額が1.4倍だったのか、確認させてください。

スポーツ健康課長 具体的に言いますと、総合体育館の令和3年度の光熱水費が7,200万円ほどでした。令和4年度一残り何日間かありますけれども一見込みとして、12月の補正も入れて1億600万円ほどになります。これらを計算すると約1.4倍だと。市民プールのほうも、同様に1.4倍程度に増えているということでもあります。

押田委員 分かりました。  
今、すごく分かりやすい説明だったので、できればそのような数値を少し資料に記載していただくと分かりやすいかなと。これは要望です。

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 次に、議案説明資料5ページについて質疑はありませんか。

東委員 市民球場のスコアボードと市民プールの空調

設備について、議案説明資料2ページの地区センターのエアコン更新と一緒にこちらは5,000万円ほどの減額補正ということですが、やはりウクライナ情勢なども含めた今の物価高を考慮した積算をされていて、そのような理由で金額が下がったということですか。

スポーツ健康課長

実は、スコアボード更新業務について4,500万円ほどマイナスになっております。その理由ですけれども、当初予算を見込んでいたときは、このスコアボード更新業務についてはプロポーザルで実施したいと思っておりました。その中で、事業者からの音響設備などの提案も期待してこの金額で予算化しておりましたが、ちょうど入札案件に係る事件があってプロポーザルの方法が変わるということで、プロポーザルが実施できなかつた。そこで、今年度当初に、音響設備などの期待していた部分を抜いた金額でスコアボード更新業務の入札を行いました。その分が差額として出てきたものです。ただし、音響設備の更新をスコアボードの更新と一緒に実施したほうが工事価格が下がるということで、令和4年9月に補正させていただきました。スコアボードの工事と併せて音響設備の更新も今年度末で改修が完了する

ことになっておりますが、そのマイナス部分を今回、減額補正させていただくということです。

東委員            プロポーザルが実施できなくなったことによって、音響設備の更新を分けたと。そうすると、スコアボードの更新と音響設備の更新を含めた当初の予算と、スコアボードの更新と音響設備の更新をそれぞれ足した金額との差額というか、結果的に、上がったのか下がったのかお聞かせください。

スポーツ健康課長    今回、スコアボード更新業務について約4,500万円の減額補正をお願いしておりますが、9月定例会では6,400万円の増額補正をしておりますので、その差額1,900万円ほどについては、当初のプロポーザルの想定よりも高額になったところであります。

東委員            今の説明を聞くと、プロポーザルが実施できなかったことで総額は上がったということです。

先ほど押田委員も言われましたが、資料に少し書いておいていただければ、総額的にどうなったのかという変化が見えやすいので、また要望としてお願いしたいと思います。

分科会長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 それでは、議案説明資料6ページについて質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

分科会長 議案説明資料以外に、議案書、議案概要書に関連して質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

分科会長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第54号中市民生活部所管分の意見の表明を行います。

意見の表明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長 意見の表明なしと認めます。

以上で、厚生分科会市民生活部所管分の議案の審査を終了いたします。

これで、3月定例会の当分科会に送付されま

した補正予算分の議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

分科会長報告については、正・副分科会長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

分科会長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和5年3月定例会の補正予算分の予算決算委員会厚生分科会を散会いたします。